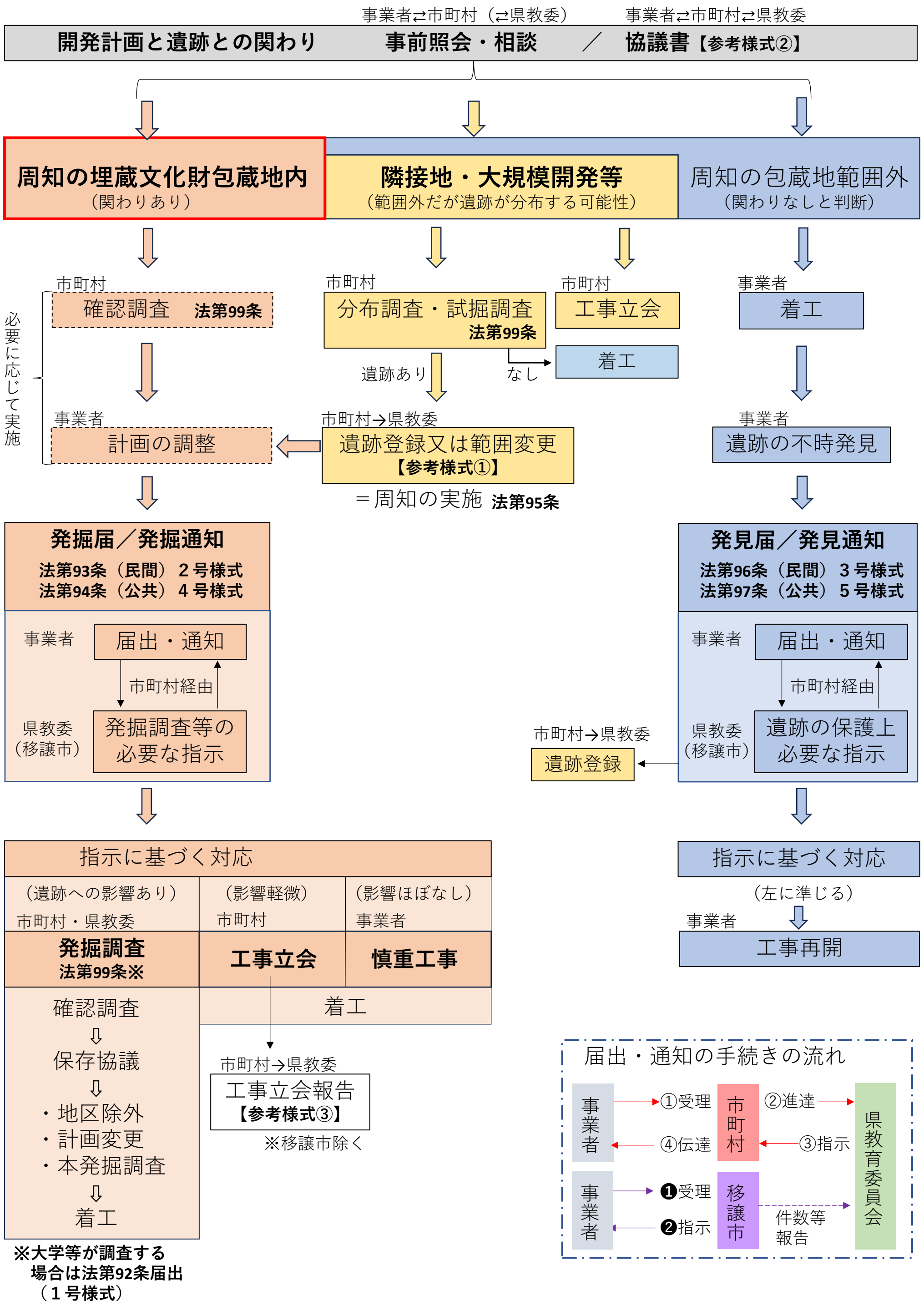


開発事業と遺跡の取扱いの流れ

「法」は文化財保護法
「1～5号様式」は宮城県文化財事務取扱要領による



出土品の手続きの流れ

発見者が市町村（指定都市以外）・大学等

市町村等調査機関→所轄警察署
(調査終了後7日以内)

埋蔵物発見届

遺失物法第4条；6号様式

所轄警察署→県教委・仙台市

埋蔵文化財提出書

法第101条

警察署で公告
(2週間)

6か月経過
(所有者不明)

報告書刊行後

調査機関→県教委・仙台市

埋蔵物発見届写

土地所有者の発掘調査
承諾書**写** 【参考様式④】

埋蔵文化財保管証

7号様式

※私有地の場合
※出土品の権利
放棄承諾

※県教委あて

県教委・仙台市→所轄警察署
県教委・仙台市→調査機関

鑑査⇒**文化財認定**

法第102条

※仙台市から認定書類一式を県教委へ

県教委→調査機関

県帰属通知

法第105条

調査機関→県教委

譲与申請

法第107条・条例第31条；8号様式

発見者が県・指定都市

県教委・仙台市→所轄警察署

文化財発見通知

法第100条

仙台市→県教委

文化財発見通知写

土地所有者の発掘調査
承諾書**写**

埋蔵文化財保管証

7号様式

「法」は明記したものを除き文化財保護法
「条例」は宮城県文化財保護条例
「6～8号様式」は宮城県文化財事務取扱要領による